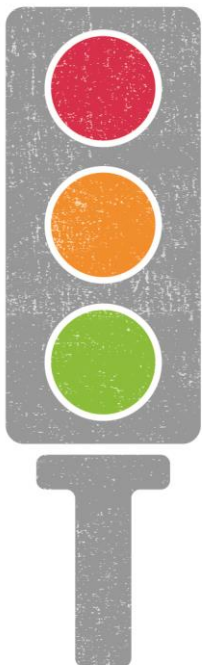


会計情報の電子報告義務規定の 追加修正

Tax Division
October 2014, Tax news No. 4

Tax News



前回の Tax News 3 では、会計情報の電子報告義務に関する新ルールについて解説しましたが、その後の 2014 年 8 月 19 日、連邦政府の官報に、更なる詳細規定の追加修正が公表されました。

本稿では、この追加修正に関連する事項を総括的にお知らせします。報告義務が適用される具体的な要件や効果についてはケースごとに検討が必要になります。

この追加修正は、前回の Tax News 3 の詳細が規定されているため、合わせて確認されることをお勧めします。

連邦税法 会計情報の電子報告義務

経過措置の修正

前回お知らせした 2014 年 7 月から 12 月分の会計情報の経過措置が変更され、提出月はすべて 2015 年 1 月までに統一されました。

同様に、勘定科目一覧表の提出期限についても変更されました。法人は 2015 年 1 月末まで、個人事業主は 2015 年 2 月 27 日までとなりました。

その他事項

メキシコ税務当局（以下、SAT という）に提出する試算表には、少なくとも補助科目のレベルまで表示されていないことが明らかにされました。

更に、その試算表は、納税者が通常適用するメキシコ会計基準（以下、NIF という）に定める会計フレームワークや NIF と同種の法規制（US GAAP や IFRS など）によって適用義務がある会計フレームワークに沿って作成されたものでなければならないとされています。したがって、NIF、US GAAP、IFRS などの会計基準に従って作成された試算表である必要があります。

適用可能な会計フレームワークは、各所轄専門家団体¹によって発行されたものであり、試算表作成時において有効なものである必要があります。

仕訳入力の際の資料となる税務証憑は電子インボイス（以下、factura という）であるため factura を元に仕訳を行うこととなりますが、その各 factura の右上に記載されている SAT の通し番号（以下、folio fiscal という）が仕訳上特定されていない場合には、納税者は、別途、各 factura の folio fiscal、納税者番号（RFC）、金額を報告しなければならないことが明らかにされました。ただし、通常は仕訳入力の摘要欄に folio fiscal を記入することとなります。

勘定科目一覧表については、前回お伝えしたとおり、ANEXO24 で公表している勘定科目番号表に合うようにナンバリング・グループ化したリストが必要になりますが、各勘定科目の性質に応じて最も適切な番号に分類する必要があるということが明らかにされました。

又、連邦税である法人所得税（ISR）や付加価値税（IVA）等の未収還付税金につき、還付や他税目との相殺を申請する場合に、SAT がこの新ルールにより提出された会計情報の調査を行うのは 2015 年分からとされていますが、今回、SAT が要求するのは 2015 年分以降の会計情報であり、それらは納税者メールボックスにより電子で送信しなければならないことが明記されました。これは当然の配慮ですが、前回の公表時には不明確だった点が、明らかにされました。

¹ NIF は、Instituto Mexicano Contadores Publico（略称 IMCP: メキシコ公認会計士協会）によって策定されている。

会計記帳とその資料（ワーキングペーパー）

新ルールに基づく会計情報の管理・入力につき、以下の点が明記されています。

- a) 減価償却費の計算に関するワーキングペーパーには、固定資産の取得日、その資産の内容、取得金額、年償却率及び年間減価償却費の内容の会計情報が含まれていること²
- b) 仕訳入力は、実際の取引日から1ヶ月以内に行うことができること³
- c) 会計記録の際に、支払方法（現金払、クレジット払、割賦払）が特定できない場合には「NA（適用なし）」と記載することができること⁴

² 現在のところ、SATへの報告時にはこのワーキングペーパーを提出する必要はありませんが、会社保存義務があります。

³ 連邦税法（CFF）上、会計記録はその取引日から5日以内に行わなければならないとされていますが、法人所得税法（LISR）上はほとんどの費用について *factura* 発行時が損金算入時点となります。従って、実務上は *factura* の日付に従って会計記録を行うケースが多くなります。その場合、取引日と同日に *factura* が発行されれば問題ありませんが、メキシコでは遅れて発行されることもよくあります。つまりこの取扱いは、取引日と *factura* 発行日が異なる場合の仕訳入力を、取引日から1ヶ月以内に行うことを認めるものです。

⁴ CFF 上、仕訳入力の際にその支払方法も入力する必要がありますが、支払時まで支払方法が不明な場合には「NA」と記載することを認めるものです。

Additional Information

Please let us know if you require any additional information:

Aguascalientes

Evaristo de La Torre

Evaristo.DeLaTorre@mx.gt.com

T (52 449) 996 6260

Cd. Juarez

Francisco Solis

Francisco.Solis@mx.gt.com

Guadalajara

Mario Rizo

Mario.Rizo@mx.gt.com

T (52 33) 3817 4480

Daniel Santiago

Daniel.Santiago@mx.gt.com

T (52 33) 3817 4480

Leon

Evaristo De La Torre

Evaristo.DeLaTorre@mx.gt.com

T (52 477) 779 5330

Mexicali

Luis Fernando Acosta

Fernando.Acosta@mx.gt.com

T (52 686) 554 5251

Mexico

Santos Briz

Santos.Briz@mx.gt.com

T (52 55) 5424 6500

Pedro Zugarramurdi

Pedro.Zugarramurdi@mx.gt.com

T (52 55) 5424 6500

Ricardo Suarez

Ricardo.Suarez@mx.gt.com

Precios de Transferencia

T (52 55) 5424 6500

Oficina Monterrey

Santos Briz

Santos.Briz@mx.gt.com

T (52 55) 5424 6500

Ricardo Suarez

Ricardo.Suarez@mx.gt.com

Precios de Transferencia

T (52 55) 5424 6500

Puerto Vallarta

Mario Rizo

Mario.Rizo@mx.gt.com

T (52 322) 224 1297

Queretaro

Pedro Zugarramurdi

Pedro.Zugarramurdi@mx.gt.com

T (52 55) 5424 6500

Tijuana

Luis Fernando Acosta

Luis.F.Acosta@mx.gt.com

T (664)207-0050

Representative Offices:

Hermosillo

Humberto Garcia

Humberto.Garcia@mx.gt.com

T (52 662) 260 2176

Mazatlan

Alfredo Valdez

Alfredo.Valdez@mx.gt.com

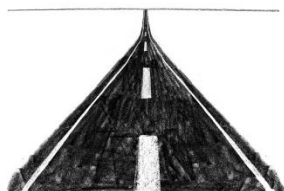
T (52 669) 982 2017

日系企業グループ メキシコ支部 (メキシコシティ)

比留川 茜

Akane.Hirukawa@mx.gt.com

T (52 55) 5424 6500



To comply with the stated by the Federal Law on Protection of Personal Data in Possession of Individuals and its Regulation, you are notified that all Personal Data provided to Salles, Sainz Grant Thornton, S.C., will be treated strictly in terms of the corresponding privacy notice and according with the legislation related.

In the following link you will find the privacy notice in matters of Personal Data Protection: <http://www.ssgt.com.mx/avisodeprivacidad.html> Salles, Sainz Grant Thornton, S.C., is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions. Please see www.ssgt.com.mx for further details.